

リサイクルデザイン

RECYCLE DESIGN

2014
No.234

3

横浜型地域貢献企業
最上位認定取得

特集 * 資源集団回収を知っていますか？

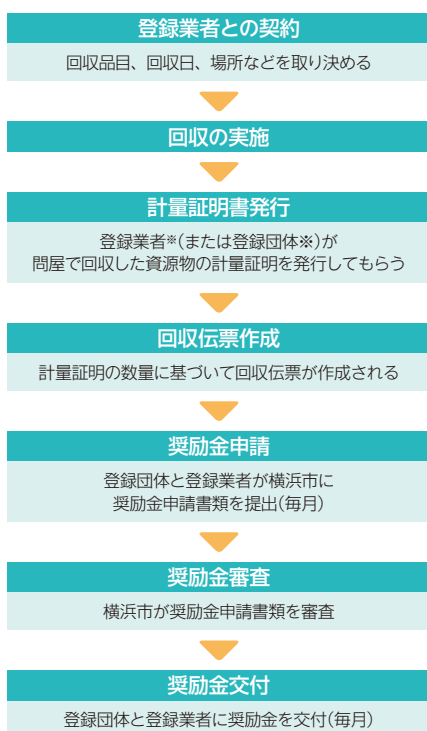


資源集団回収を 知っていますか？



資源集団回収とは、自治会町内会などが回収業者と契約して、資源物を回収する方法です。知っているようで知らない資源集団回収について横浜市資源循環局にお話を伺いました。

●資源集団回収の流れ



※登録業者=回収業者、登録団体=自治会町内会などの団体

参考：横浜市資源循環局ホームページより (<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-shimin/syudan/about/system.html>)

資源集団回収とは どんな回収なのか

資源集団回収とは、自治会町内会、PTAなどの団体(登録団体)が民間の回収業者(登録業者)と契約を交わして、資源物の回収を行うものです。これとは別に、横浜市が回収を行うのが行政回収です。横浜市は、資源物の回収は資源集団回収の実施を推進しており、読者の皆さんがお住まいのほとんどの地域ですでに資源集

回収量に応じて奨励金が出る 資源集団回収はお得な制度！

団回収が行われています。

では、資源集団回収と行政回収の違いはなんでしょうか。最も違う点は、自治会町内会やPTAなどが独自に回収業者と契約書を交わし、回収品目や回収日、回収場所などを取り決めることです。資源集団回収の品目は「古紙(紙類)」「古布(布類)」「飲料用、食料用のアルミ缶・スチール缶(金属類)」「びん(びん類)」の4つです。ただし、品目は回収業者との契約で決めることが可能です。

資源集団回収には 多くのメリットがある

資源集団回収を実施することで最もよいところは、回収量に応じて登録団体に横浜市から奨励金が交付されることです。自治会町内会やPTAなどの団体に支払われますから、地域活動の費用として活用することができず。実際の例としては、町内会で行うイベントの費用や町内会館の維持費、回収場所で使用するネットやボックスの購入費など、さまざまなことに利用されています。さらに、民間の回収業者を活用することで、地域経済の活性化にもつながっています。

また、回収にかかる市の財政負担にも違いがあります。横浜市によると、市が回収する場合はこみ1kgあたり約27円の経費がかかります。一方、資源集団回収で市が負担するのは登録団体・回収業者への奨励金に事務経費を加えても、その金額は1kgあたり約3・1円ですから、回収における財政負担がかなり軽減されることになるのです。

●資源集団回収の歴史

年	登録団体	資源回収業者
昭和57年以前	町内会やPTAなどの団体がそれぞれ個別に業者と取引	
昭和58年	横浜市が助成を開始。物品リヤカーを助成	
昭和63年	助成品目を追加（リヤカー、台車、輪車、コンテナ）	
平成元年	定額制奨励金交付開始（6回以下3千円、7回以上5千円）	
平成2年	従量制奨励金交付に変更（3円/kg）	
平成5年		古紙回収業者への緊急支援（10〜12月実施）奨励金単価2円/kg
平成6年		資源回収業者奨励金交付要綱制定
平成7年		奨励金交付基準を定める
平成14年		品目ごと市況価格等を考慮して奨励金単価を算出する方法に変更
平成17年	奨励金の申請を半年ごとから3か月ごとに変更	奨励金の申請を毎月に変更。登録要件を厳格化。指定回層制度を導入。市施設での計量実施。横浜市資源集団回収実施基準（ガイドライン）を作成
平成18年	奨励金の申請を毎月に変更。横浜市資源集団回収実施基準（ガイドライン）を作成	4月回収分より古紙類の奨励金単価算定方法を変更
平成20年		

参考：横浜市資源循環局ホームページより（<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-shimin/syudan/about/history.html>）

資源集団回収のこれまでの歴史

横浜市が資源集団回収に助成を行う以前から資源回収は行われていました。当時は「廃品回収」という呼び方で住民がリヤカーなどで地域を廻り、新聞や段ボールなどを町内会館などの拠点場所に集めて回収業者が売り払っていたようです。この頃は、ごみ分別や資源物という意識はなく、横浜市もごみはすべて一緒に回収し、何でも燃やしていた時代です。その後「缶・びん」を分けるようになり、さらに「古紙」を分別するようにになります。

横浜市が資源集団回収を促進し、地域の自治会町内会やPTAなどの団体に助成を開始したのは昭和58年のことです。その頃の助成は、リヤカーなどの現物を提供していました。その後、平成元年に定額制奨励金交付を行うようになり、翌年の平成2年から従量制奨励金交付に変更され、現在に至ります。また、自治会町内会、PTAへの助成だけでなく、回収業者への助成も平成5年からス

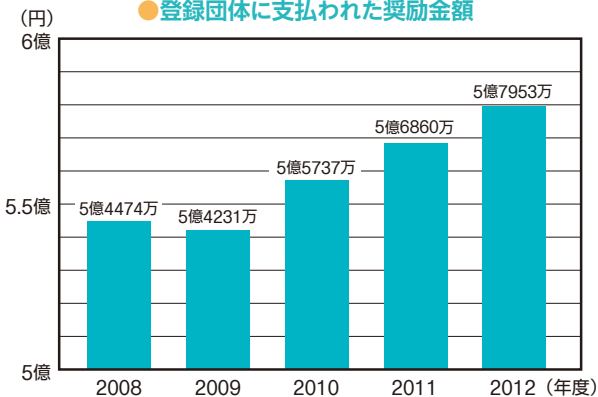
タートしています。

知らずに資源集団回収に参加している場合もある

資源集団回収というと、地域の住民がみんなどこか特定の場所に資源物を持ち寄って集め、業者に渡すという昔のイメージが強く残っています。そのため、いつもごみを出している回収場所に出した資源物が、実は資源集団回収として回収されていることに気づかない方も少なくありません。

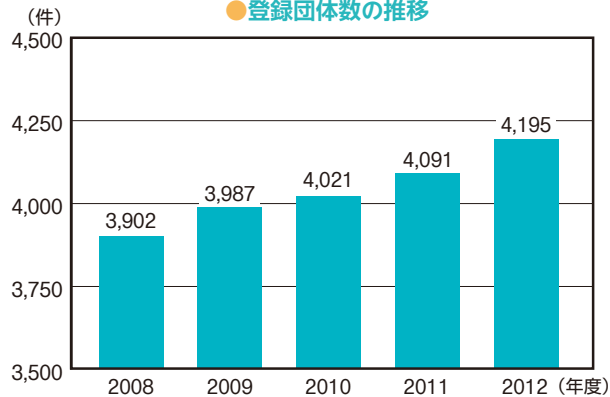
横浜市だけでなく、地域の団体も資源集団回収の告知をしています。が、まだ理解が浸透しきれていないのかもしれない。しかし、行政回収との違いを特別に意識しなくても資源物の回収はきちんと行われているのです。平成17年から横浜市の行政回収の品目に古紙が加わりましたが、資源集団回収による回収を推進し、行政回収はあくまで補完的な役割として実施されてきました。住民に何かの負担をかけることなく、行政回収から資源集団回収への移行がスムーズに進んできたのです。

●登録団体に支払われた奨励金額



出典：横浜市資源循環局

●登録団体数の推移



出典：横浜市資源循環局ホームページより（<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-data/data/jisseki/dat28.html>）

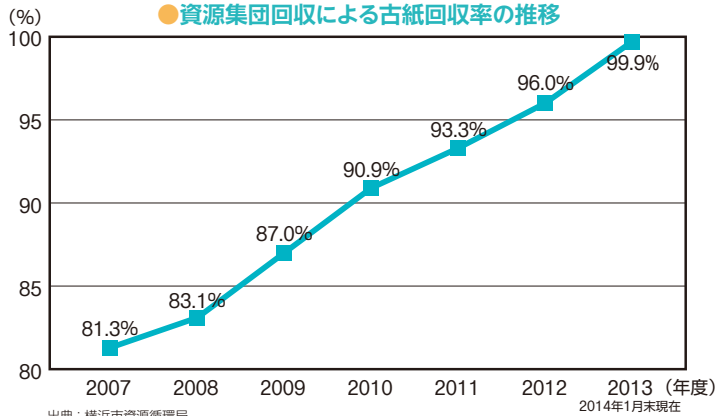


2014年1月末時点で 古紙回収率は99.9%

横浜市は2003年に策定した「横浜G30プラン」で、「ごみを30%減らすこと」を目標とし、それまで「燃やすごみ」に多く含まれていた古紙などの資源物の分別を促進することで、「ごみの総量を目標以上に減らすこと」に成功しました。その後、2011年に策定した「ヨコハマ3R夢プラン」で、資源集団回収の古紙回収率を100%にするという目標が掲げられたのです。現在、古紙は行政回収と資源集団回収の2つの方法で行われています。住民にしてみれば、きちんと回収されるならどちらの回収でも同じと思いますが、前述したように資源集団回収の方がメリットが大きいのです。

ただし、「ヨコハマ3R夢プラン」で回収率100%と言っているのは回収場所に出される古紙のすべてを資源集団回収で行うことを意味しています。高齢者世帯等に対して福祉の観点から行政が回収する場合や、地区セン

●資源集団回収による古紙回収率の推移



ターや公共施設に設置されている資源回収ボックスに出された古紙などは、これまでどおり横浜市が回収をします。

現在の古紙回収率は2014年1月末の時点で99.9%ですが、横浜市によると、2014年3月末までには100%に達する見通しだそうです。

です。この冊子が皆さんのお手元に届く頃には、100%になっているかもしれません。「ヨコハマ3R夢プラン」一期目の最終年である2013年度末にちょうど目標が達成するというわけです。

自治会町内会に 未加入の場合

資源集団回収は、自治会町内会やPTAなどの団体と回収業者の契約によって行われていますから、厳密に考えれば団体に入っていない世帯は対象外ということになってしまいます。しかし、回収日に回収場所に出されている資源物をひとつずつ誰が出したのかを見分けることはできません。それに、出されている資源物を対象外だからといって放置して環境を悪化させてしまうより、きちんと回収して資源化することのほうが大切なのは明らかです。

また、回収場所はその地域の自治会町内会が維持管理することになっています。地区内のある一部の世帯が町内会に未加入だとしても、回収場所を管理する町内会が回収業者と

資源集団回収を知っていますか？



契約しているならば、町内会の承認のもとに回収が行われることになるのです。

古紙以外の資源物の回収率はどうなるのか

資源集団回収で扱う品目は「古紙」「古布」「缶」「びん」の4種類です。このうち、古紙は2014年3月末までに回収率100%が見込まれています。では、古紙以外の品目についても回収率100%をめざしていくのでしょうか。

横浜市資源循環局によると、現在ところすすべての品目の回収率は100%にしようとしているわけではないそうです。ただし、現在、古紙と同じ日に回収している「古布」は、すでにかなりの回収率に達していることもあり、いずれは100%に達すると思われるとのこと。

一方、缶とびんは古紙や古布と違い、取り扱っている回収業者の数が少なく、さらに資源集団回収で出すときには、横浜市が回収する場合とは違う分別が必要になり、簡単にはいかないのが現実です。

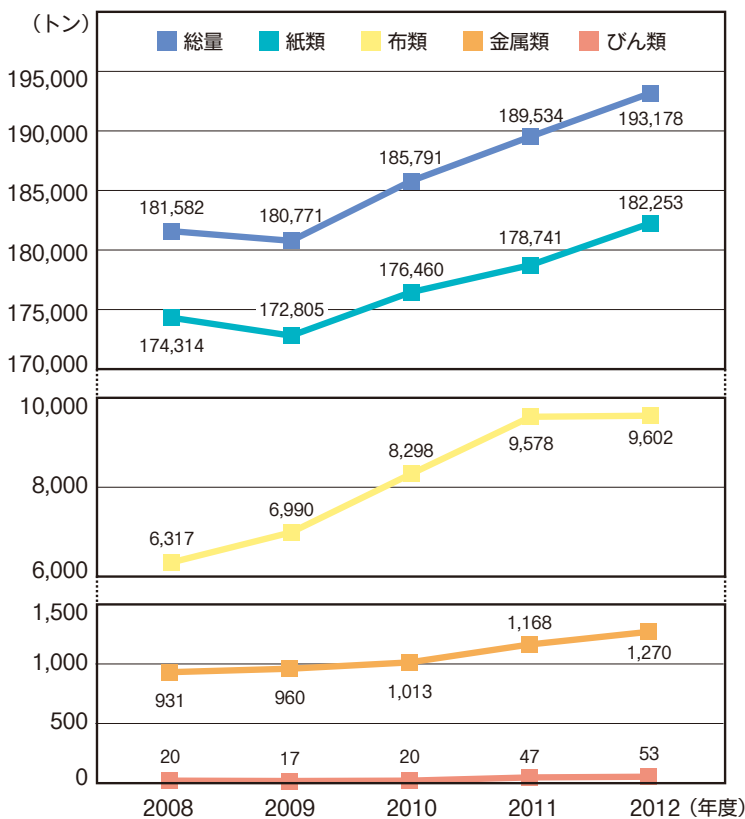
回収前の資源物が盗まれることがある

資源物は、自治会町内会、PTAなどの団体と契約した回収業者が回収することになっています。しかし、正規の回収業者よりも早い時間に回収場所をまわって資源物を盗んでいく人たちがいます。市内だけでなく、他県や他の市町村など、いろいろな

場所から盗んで集め、勝手に売り払ってしまうのです。

このような「持ち去り行為」は、横浜市の条例によって禁止されており、犯罪となります。ただし、持ち去りの現場を見つけても、自分たちで捕まえようとするのは危険です。近くの収集事務所や横浜市資源循環局の業務課(045-671-3816)に連絡してください。

●資源集団回収の回収量の推移



出典：横浜市資源循環局ホームページより
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-data/data/jisseki/det28.html>)



ヨコハマ3R夢
マスコット イーオ

始めよう! 3R夢なくらし

第6回

春は横浜流“3R夢”なお片付けで 新しいスタートを。

～リデュース・リユース・リサイクルでスマートな暮らし～

春は入学、就職、お引っ越しなど、学校や会社など様々な環境で新しいスタートをきる季節ですね。また、環境が変わらなくても、新たな気持ちでスタートするために、お部屋を片付ける方も多いのではないのでしょうか。

横浜市では、平成23年1月に策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」において、ごみと資源の総量と温室効果ガスを削減する目標を掲げ、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」に係る様々な取組を進めています。皆さんも、3R夢なお片付けをして新しいスタートを迎えませんか？

お片付けをすると処分を考えるものも出てきます。まずはごみとして処分をしてしまう前に、本当に必要ないものかどうか、じっくり考えてみてください。「まだ必要」という結論になれば、引き続き大切に使うことでごみの発生を減らす「リデュース」となります。「やっぱり不要」という場合でも、まだ使えるものはリユースショップ（中古品を取り扱う店舗）やフリーマーケットなどの活用を検討し

てみてください。他の誰かに再利用されれば「リユース」となります。検討した結果、それでもごみとして出すことにした場合は、再び資源として利用されるように正しく分別していただくことで「リサイクル」につながります。そして、新しいものを購入する際、このお片付けを思い出しながら、「必要なものを必要なだけ」、「長く使えるものを選ぶ」、そんなことを心がけてみませんか。これが、横浜流、スマートで地球にやさしい3R夢なお片付けです。

不要な本はリユース文庫を ご活用ください

読み終わって不要となった本を捨ててしまうのは、もったいないですね。「リユース文庫」はご家庭で不要になった本をリユース（再使用）することにより、資源の有効活用とごみの減量を図るものです。

本の受入及び提供スペース（リユース文庫）を、区役所や図書館に設置しています。ご提供いただける本があ

りましたら直接お持ちください。なお、リユース文庫にお持ちいただいた本は、図書館への寄贈図書になる場合もあります。

【注意】ご提供いただけない本もありますので、詳しくはホームページでご確認いただくか、下記までお問合せください。

新しい物を 購入する前にチェック!! ～リユース品の提供をしています～

横浜市では、粗大ごみとして出された物の中で、まだ使用できる物をリユース品として、収集事務所や焼却工場に展示、提供しています。

※展示されている物は、テーブル、いすなど基本的に1m以下程度の小型の品物で、修理を行っていない代わりに、無償で提供しています。ただし、ご自身でお持ち帰りいただく必要があります。





RD NEWS

「平成26年賀詞交換会」を開催

横浜市資源リサイクル事業協同組合は、平成26年1月29日(水)にロイヤルホールヨコハマにおいて「平成26年賀詞交換会」を開催いたしました。日頃から地域に貢献されている来賓や業界関係の方々、そして組合員など164名が参加し、たいへん盛況な会となりました。

新年の挨拶に立った高田理事長は「昨年は組合が取り組んできた「環境絵日記」が環境大臣表彰を受賞した。今年も引き続き社会貢献活動をはじめとした組合活動に真摯に取り組む、組合や業界の発展に寄与していきたい」と述べました。また、当組合が社会貢献活動として取り組んできた環境絵日記が「平成25年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰」を受賞し、地球温暖化防止に大きな貢献を果たした事業として石原環境大臣より表彰された様子と環境絵日記の歩みを振り返る映像が流れ、参加者から賞賛の声とともに大きな拍手が起りました。

今年の干支は「午年」。大いなる「飛躍」を感じさせる賀詞交換会となりました。



ホテルレストランでびんを活用！ 「はまっ子びん」The Water」の コラボレーション!!

新横浜国際ホテルのレストラン「コンカフェ」で提供される水は「はまっ子びん」という名前の「The Water」という名前の横浜市の水です。横浜市の水源である道志川上流の良質な水をボトリングした、横浜が誇るおいしい水です。当組合の事業研究委員会が行っている「びんプロジェクト」では横浜市水道局と連携し、「はまっ子びん」に入れて提供するという企画のなかで、びんの企画、仕入、彫刻の加工、そして納品までを担当しました。

溶かしたガラスびんからペーパーウェイトを作り、サンドブラストで加工したワークシヨップを行ったこともあり、デザインにはサンドブラスト加工を提案。数種類のびんも提案し、採用されたのは、透明ボトル1・5リットルのマグナムサイズのびんに「はまっ子びん」The Water」のロゴをサンドブラストで彫刻したものです。



●次号予告

4月号から誌面を大リニューアル
新しくなるRDをお楽しみに!



月刊リサイクルデザイン

2014年3月号 通巻234号 2014年2月25日発行

発行所:横浜市資源リサイクル事業協同組合
〒221-0054 横浜市神奈川区山内町13番地
TEL:045(444)2531/FAX:045(444)2532
<http://www.recycledesign.or.jp>

発行人:高田哲二 編集人:藤本達也 印刷:大日本印刷株式会社
発行部数:88,600部

本誌は古紙70%の再生紙と環境にやさしいNonVOCインキ、油性インキ「SOYA-eシリーズ」を使用しています。



フワフワでやわらかい、さわやかダブル

さわやかダブルは、新製品のトイレットペーパー。信じられないほどの抜群のやわらかさで、フワフワな肌触りです。包装紙も水溶性なのでそのまま流せます。

牛乳パック類100%使用・ダブル40m・ミシン目入り・個包装
1ケース(48ロール) 2,650円



●お問い合わせ・ご注文

横浜市資源リサイクル事業協同組合 事務局 山中
TEL:045-444-2531 E-mail:mail@recycledesign.or.jp

資源循環と環境保全のために
次代にもつたいないを伝え
地球にありがとうを言える社会をめざす



Recycle Designer Profile

HIDEHIKO TOGAWA 24

リサイクルサービス株式会社代表取締役社長。事業分野は機密書類処理やオフィス古紙リサイクル、産業廃棄物収集運搬など多岐にわたる。「機密処理とリサイクルのプロ」であり、組合の様々な活動において牽引役を務める。横浜市資源リサイクル事業協同組合 環境絵日記プロジェクトメンバー 古紙委員会、事業研究委員会委員